

## ■ 4条1項11号

不服 2021-016353

### <本願商標>

# 朔北カレー

第29類「レトルトパウチされた調理済みカレー，カレーのもと，即席カレー，カレーを使用してなる肉製品，カレーを使用してなる加工水産物，カレーを使用してなる加工野菜及び加工果実，カレーを使用してなるなめ物」

### <結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

### <原査定理由>

引用商標：「サクホク」（標準文字）

第29類「乳製品，肉製品，加工水産物，加工野菜及び加工果実，油揚げ，凍り豆腐，こんにゃく，豆乳，豆腐，納豆，加工卵，カレー・シチュー又はスープのもと，レトルトパウチされたカレー・シチュー・みそ汁・スープ，豆」

第30類「菓子，パン，サンドイッチ，中華まんじゅう，ハンバーガー，ピザ，ホットドッグ，ミートパイ，調味料，香辛料，アイスクリームのもと，シャーベットののもと，穀物の加工品，ぎょうざ，しゅうまい，すし，たこ焼き，弁当，ラビオリ，即席菓子のもと」

### <理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

1 商標の類否について

・・・(中略)

2 商標法第4条第1項第11号について

職権により採用した請求人が裁判所に提出した甲第5号証ないし甲第53号証（枝番号を含む。）によれば、以下のとおり判断される。

(1) 本願商標について

本願商標は、・・・、「朔北カレー」の5文字を同一のフォントで記して横書きしたものであり、「朔北」の漢字部分と「カレー」の片仮名部分からなるものである。

ア 「朔北」について

(ア) 広辞苑第七版(甲6)には、「朔北」について、「(「朔」は北の方角)(1)北。北方。(2)北方の地。特に、中国の北方にある辺土。」と記載されており、また、「朔」を「北の方角」として用いる熟語として、「朔風」(北風を意味する。）、「朔方」(北、北方、朔北を意味する。)といったものが掲載されている。「朔北」についての同様の説明が、新潮現代国語辞典第二版(甲7)、現代国語例解辞典第四版(小学館。甲27)、新選国語辞典第十版ワイド版(小学館。甲28)、旺文社国語辞典第十一版(甲29)、実用国語辞典第2版(成美堂出版。甲30)、学研現代新国語辞典改訂第6版(甲31)、新明解国語辞典第八版青版(三省堂。甲32)、岩波国語辞典第8版(甲33)にも掲載されている。

(イ) 「朔北」については、著名なゲームシリーズであるファイナルファンタジーシリーズのFF11(ファイナルファンタジーXI)のイベントクエストの名称として「朔北の爪牙」(さくほくのそうが)(甲12、甲13)、小説の題名として「ヌルハチ 朔北の将星」(ぬるはち さくほくのしょうせい)(甲14)といった使用例がある。

(ウ) 「朔」は、常用漢字ではないものの、萩原朔太郎といった著名人の名や、果物の八朔などの名称にも用いられる漢字である(甲24～甲26)。「北」は方角をあらわす漢字である(甲6)。

(エ) 以上を総合すると、我が国においては、「朔北」はおおむね「北の方角」又は「北方の地」を表す単語として理解されるものと認めるのが相当である。

イ 「カレー」について

本願商標の指定商品との関係では、「カレー」の文字は、需要者、取引者は、商品の性質又は原材料を表すものと理解すると認められ、当該部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じるということとはできない。

ウ 分離観察の可否について

本願商標は「朔北」と「カレー」からなる結合商標であるところ、上記イのとおり、

「カレー」の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じるということとはできない一方で、「朔北」については、需要者、取引者をして、「北の方角」又は「北方の地」を表す単語として理解されるにすぎず、具体的な地域を表すものと理解されるものではないから、指定商品との関係において、出所識別標識としての称呼、観念が生じ得るといえる。そして、需要者、取引者をして、「朔北カレー」を一連一体のものとしてのみ使用しているというような取引の実情は認められない。

そうすると、本願商標について、各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められないから、「朔北」の部分のみを抽出して他人の商標と比較して商標の類否を判断することも許されるというべきである。

エ そうすると、本願商標は「朔北」の文字部分（以下「本願要部」ということがある。）から「サクホク」の称呼及び「北の方角」又は「北方の地」の観念も生じるものである。

## (2) 引用商標について

引用商標は、上記第3のとおり、「サクホク」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字に相応した「サクホク」の称呼を生じるものである。

また、「サクホク」の文字は辞書等に掲載されていない造語であるから、引用商標は、特定の観念を生じない。

## (3) 本願商標と引用商標の類否

本願要部と引用商標を比較して、類否を検討する。

### ア 外観

本願要部は「朔北」という2文字の漢字からなるのに対し、引用商標は「サクホク」の4文字の片仮名からなり、外観が明らかに異なる。

### イ 称呼

本願要部の称呼は「サクホク」であり、引用商標の称呼も「サクホク」であるから、同一である。

### ウ 観念

本願要部からは「北の方角」「北方の地」の観念を生じるものであるのに対し、「サクホク」は、特定の観念を生じないものであるから、観念が明らかに異なる。

エ 小括

以上のとおり、本願要部と引用商標は、称呼が共通するものの、外観及び観念は明確に異なっているところ、需要者、取引者が「朔北」から引用商標である「サクホク」や引用商標の権利者を想起するというような取引の実情はなく、また、本願商標及び引用商標の指定商品において、需要者、取引者が、専ら商品の称呼のみによって商品を識別し、商品の出所を判別するような実情があるものとは認められず、称呼による識別性が、外観及び観念による識別性を上回るとはいえないから、本願商標は、引用商標に類似するとはいえない。

そうすると、本願商標と引用商標が同一又は類似の商品に使用されたとしても、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるとはいえず、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しないものである。

3 まとめ

以上のとおりであるから、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は取り消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

## 弁理士コメント

本願商標「**朔北カレー**」の要部（「**朔北**」）と引用商標「**サクホク**」は、称呼が共通するものの、外観及び観念は明確に異なっているところ、需要者、取引者が「朔北」から引用商標である「サクホク」や引用商標の権利者を想起するというような取引の実情はなく、また、本願商標及び引用商標の指定商品において、需要者、取引者が、専ら商品の称呼のみによって商品を識別し、商品の出所を判別するような実情があるものとは認められず、称呼による識別性が、外観及び観念による識別性を上回るとはいえないから、本願商標は、引用商標に類似するとはいえないと判断されました。

本審決は、審決取消訴訟（令和4年（行ケ）10122号、令和5年3月9日判決言渡）による審決取消の判決を受けた、差し戻しの審理による審決となります。

すなわち、特許庁は一度、本願商標「朔北カレー」と引用商標「サクホク」は類似すると審決を出しました。しかし、請求人が提起した審決取消訴訟において、知財高裁は、両商標は非類似であると判断したため、本審決は当該判決に拘束される形で出されたものです。

本願商標「朔北カレー」の構成中、「朔北」の部分が要部になり得るという点や、両商標から生じる称呼「サクホク」が共通するという点については、当初より変わっていません。一方で、当初の審決では、「朔北」からは特定の観念が生じないとされているのに対して、本審決では、「北の方角」、「北方の地」の観念を生じるとされている点で異なります。

また、本審決では、より具体的な取引の実情が考慮されていると言えるでしょう。

近年の審決では、「〇〇〇」と「〇〇〇+食品（指定商品）の普通名称」の構成からなる商標の類否については、類似と判断される傾向がありましたが、本審決が出たことによって、今後の流れが変わる可能性も考えられます。ただし、本事件は、称呼が共通していても文字種が異なっているケースであるため、やや特殊な条件によることに注意が必要です。

なお、請求人のホームページを見てみると、実際に販売されている商品は、「**北海道なよろ陸上自衛隊朔北カレー**」となっており、商品パッケージの真ん中に「朔北カレー」、下部に「北海道なよろ陸上自衛隊」の文字が確認できます。どうやら、陸上自衛隊に由来・関連性のある商品のようです。

審決取消訴訟について、裁判所の判断にしては少々甘く判断したような印象が個人的にはありましたが、もしかすると、このあたりの事情も影響しているのかもしれない。

（弁理士 永露 祥生）  
<2023年6月12日>